

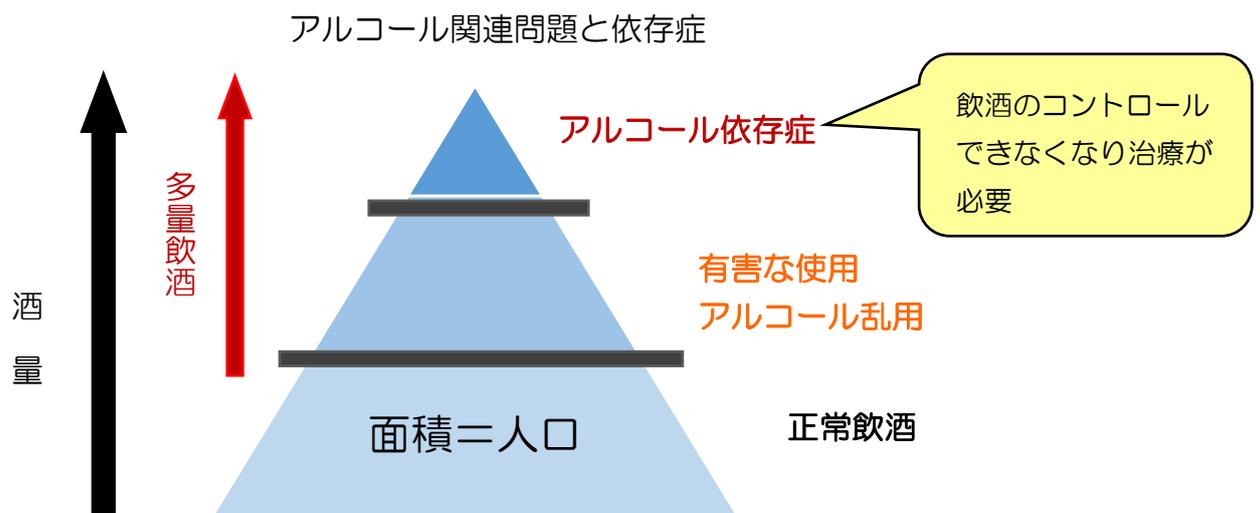
アルコール依存症とは？

アルコール依存症について

大量のお酒を長期にわたって飲み続けることで、お酒がないといられなくなり、飲む量や飲むタイミング、飲む状況を自分でコントロールできなくなるのが、アルコール依存症です。その影響が精神面や身体面にも表れ、仕事ができなくなるなど生活面にも支障を来します。

またアルコールが抜けると、イライラや神経過敏、不眠、頭痛・吐き気、下痢、手の震え、発汗、頻脈・動悸などの離脱症状が表れ、それを抑えるためにまた飲んでしまうといった悪循環が起こります。

アルコールを習慣的に飲んでいると、誰でもアルコール依存症になるリスクがあり、意志の強さや性格の問題でもありません。一方、アルコール依存症は回復する「病気」でもあり、早期に治療するほど失うものも少なく、回復も容易です。



アルコール依存症が生み出す様々な問題

*出典：

久里浜医療センター資料一部改変

精神症状

- ・イライラ
- ・不安
- ・うつ

家庭の問題

- ・夫婦関係のトラブル
- ・子どもへの悪影響
- ・家庭内暴力

健康の問題

- ・肝臓などの内臓の障害
- ・がんや生活習慣病

社会的問題

- ・仕事、人間関係のトラブル
- ・借金や暴力
- ・飲酒運転

治療について

治療は「解毒治療」、「リハビリ治療」、「退院後のアフターケア」の3段階へと進みます。

●解毒治療

まず精神・身体合併症と離脱症状の治療を行います。精神・身体合併症については対症的に治療します。

●リハビリ治療

精神・身体症状が回復してきた後には、断酒に向けての本格的な治療を開始します。この時期には、先ずは、本人に飲酒問題の現実を直面化することで、断酒を決意させ、断酒継続のための治療を行います。

●退院後のアフターケア

患者さんの断酒継続を支援するとともに、再飲酒した場合には速やかに必要な治療を行います。一般的に断酒の三本柱は、「1) 病院・クリニックへの通院、2) 抗酒薬の服用、3) 自助グループへの参加」といわれています。

精神保健福祉センターでは、「アルコール依存症」で悩んでおられる本人やご家族の方の個別相談や家族教室を行っています。
本人への関わり方など一緒に考えていきませんか？
お電話をお待ちしています。

岐阜県精神保健福祉センター電話058-231-9724